

ているものであり、自分の生まれ持ったものを変えさせるまでの校則は見られなかった。

今回の校則は程度が行き過ぎていると感じられる内容であり、学校の裁量の範囲内とは言えず、違憲である。

2、Cの発言に対する損害賠償請求について

Cの発言は、「髪の毛の色が茶色の人間はこの学校に存在してはいけない」というものであり、平等権の考え方を参考にすると、この発言に対する損害賠償請求は認められるべきである。

憲法では平等権について「憲法十四条すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とある。

ここで列举されている以外の事由については、芦部信喜先生の本に「憲法十四条一項後段の規定は前段の平等原則を例示的に（限定的でない）説明したものと解するのが正しい。それらの列举に該当していない場合でも、不合理な差別的取り扱いが前段の原則によってすべて禁止される。判例もそう解している。もっとも、例示説をとっても、後段に列举された事由による差別は、民主主義の理念に照らし、原則として不合理なものであるから、それによる差別の合憲性が争われた場合には、本章二四に述べたと同じく、立法目的が「やむにやまれぬ」必要不可欠なものであることを要求する「厳格な合理性」の基準を適用するのが、妥当であると解される。」

と記載されている。

今回の事件の場合、Cの発言には合理的な理由があるといえず、また、髪色が茶色の人間と黒色の人間を平等に扱っていない内容のものである。この二つの間には在学が可能であるかの格差が生じる。

不適切であるCの発言は、損害賠償請求は認められるべきである。

3、Xに対する処分の取り消しについて

1で、校則が違憲であると述べた。

違憲である校則に対する処分を受ける必要はない。よって、Xに対する停学処分は取り消すべきである。

Xがこの校則について知っていたにも関わらず入学した経緯について、最高裁第二小法廷 平8・3・8民集 50巻3号469頁（神戸高専剣道実技拒否事件）で「被告人が自らの自由意志により、必修であると体育科目の種目として剣道の授業を採用している学校を選択したことを理由に、先にみたような著しい不利益を被上告人にあたえることが当然に許容されることになるものでもない」

と述べられている。これは今回の件と、「知っていて入学した」点が類似しており、今回の件では、髪の毛の色を黒以外認めないという校則を採用している学校を選択したことを理由に著しい不利益を与えることが当然に許容されることになるものでもないといえる。

よってXに対する停学処分は取り消すべきである。

3章 結論

以上から私達は、本件について

1、A県立B高等学校の「女子生徒の髪の毛の色を黒以外認めない」規定は違憲だとし、それに対する処分である停学処分は取り消される。

2、Cの発言は不適切なものであり、Xに精神的苦痛を与えたとして損害賠償請求は認められる。

という結論に至った。

4章 参考文献および参考 URL

[1] 別添2：校則について（生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）よりより抜粋

https://www.mext.go.jp/content/20210624-mext_jidou01-000016155_002.pdf

[2] 判例

裁判年月日 令和3年10月28日 裁判所名 大阪高裁 裁判区分 判決

事件番号 令3(ネ)714号

事件名 損害賠償請求控訴事件

裁判結果 控訴棄却 文献番号 2021WLJPCA10286001

[3] 芦部 信喜「憲法 第七版」

発行所 株式会社 岩波書店

発行年 2022年4月5日